

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第6回議事録

消費者庁消費者制度課

第6回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成26年9月18日（木）10:00～11:30
場 所：消費者委員会 大会議室

- 1．開 会
- 2．通知及び公告に関する事項
- 3．その他
- 4．閉 会

升田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第6回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたします。

今日は、板東長官に御出席いただいておりますので、まず、長官より御挨拶をいただきたいと思います。

板東長官 皆様、おはようございます。ただいま御紹介いただきました板東でございます。8月10日付で消費者庁の長官に就任させていただきました。よろしく願い申し上げます。

また、座長を初め、皆様、大変お忙しいところ、今まで検討を重ねてきていただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと存じます。大変画期的な訴訟手続の特例法が通ったわけでございますけれども、それを実際に動かしていくためのガイドライン作りというのが非常に重要であると思っております。

さまざまな分野からもいろいろな論点、課題も提供されているところでございますし、そういうものに応じて、本当にいい形で動いていく制度にさせていただくという上で、検討会の役割は大変大きいと思っております。

今までも、かなり突っ込んだ御議論をいただいておりますけれども、いよいよ取りまとめに向けまして、幾つかの残された論点につきまして、御検討いただきまして、いい形で制度が動いていきますように、ぜひお力をお貸しいただければと思います。

どうもありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

升田座長 それでは、議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

加納制度課長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

資料ですが、お手元の資料1が本日御議論いただく資料でございます。資料2は、検討事項と今後の進め方についてお示ししたもので、今回御議論いただくところにつきましては下線を付けております。以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。本日の検討会は、通知・公告を検討事項としております。今回の資料1につきましては、今、紹介がありました「第1」から「第6」に分かれておりますので、順次検討の対象としていきたいと思っております。

それでは、まず、資料1の第1の説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第1について御説明いたします。

資料1の第1は「簡易確定手続申立団体による通知」について考え方を示しております。まず、法律の法第25条第1項では、簡易確定手続開始決定がなされたときは、簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体、これを「簡易確定手続申立団体」といいますが、知れている対象消費者に対し通知をしなければならないことを規定しております。ここでいう通知の具体的内容については、以下のとおり考えられます。

、簡易確定手続申立団体が通知すべき「知れている対象消費者」とは、共通義務確認訴訟の判決で示された対象消費者に該当する者であると合理的に認められる消費者であって、簡易確定手続申立団体が通知をする時点において、通知をするために必要な事実が判明している者をいいます。

で簡易確定手続申立団体が通知すべき事項について列挙しておりますが、この詳細については、あとで御説明します。

として、簡易確定手続申立団体が通知する方法については、次のものが含まれるとしまして、郵便、電子メール、ファクシミリが考えられます。

として、簡易確定手続申立団体の通知義務が免除される「正当な理由がある場合」とは、通知により消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいうと考えております。

では、具体的な内容について説明します。2ページをご覧ください。2ページの2.の「具体的内容」の部分です。まず(1)の「簡易確定手続申立団体が通知すべき『知れている対象消費者』」についてです。

対象消費者に該当するか否かは最終的には裁判所によって判断される事柄です。そしてその判断に至る前に道を閉ざすことはできる限り避けるべきですから「知れている対象消費者」とは、裁判所において対象消費者と認定されるだけの証拠を備えている必要がなく、共通義務確認訴訟の判決で示された対象消費者に該当する者であると合理的に認められる消費者であることで足りると考えられます。

そして、簡易確定手続申立団体が通知をすることができる必要があることから「知れている対象消費者」に当たるためには、簡易確定手続申立団体が通知をする時点において、通知をするために必要な事実が判明していることが必要であろうと考えられます。

そして、ここでいう通知をするために必要な事実としては、当該消費者の氏名のほか、通知を行うために必要な住所または電子メールのアドレス等の連絡先をいうと考えられます。

(2)「簡易確定手続申立団体が通知すべき事項」についてです。まず、(ア)の「被害回復裁判手続の概要及び事案の内容」のうちの「被害回復裁判手続の概要」とは、被害回復裁判手続の一般的な制度の説明をすることをいい、届出期間内に届出をしなければ被害回復裁判手続を利用することはできないこと、この手続において届出をしなくても、一般の訴訟手続等により請求することは妨げられないこと、簡易確定手続中に授權を撤回すると、取り下げられたものとみなされることが含まれていなければならないと考えられます。

そして「事案の概要」とは、授權を受けようとする簡易確定手続が開始している事案についての内容をいい、請求の要旨及び紛争の要点が含まれていなければならないとすることが考えられます。

3ページの(イ)の「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」です。共通義務確認訴訟の確定判決の内容には、主文と事実及び理由の要点が含まれていなければならないとすることが考えられます。

そして、法第2条第4号に規定する義務が存することを認める旨の和解がなされた場合には、和解調書の記載内容を通知すべきことになるかと思えます。

簡易確定手続申立団体は、通知を受けた者が理解しやすいよう、確定判決の内容を記載しなければならないとすることが考えられます。

(ウ)の「対象債権及び対象消費者の範囲」についてです。対象債権及び対象消費者の範囲は、判決文に記載されるわけですがけれども、判決文に記載されたものはそのまま記載した上で、簡易確定手続申立団体は、対象債権及び対象消費者の範囲について、通知を受けた者が自己が対象消費者であることを認識できるよう事案に即して、できる限り平易かつ具体的に、対象債権及び対象消費者の範囲を記載しなければならないとすることが考えられます。

(エ)の「簡易確定手続申立団体の名称及び住所」はそのままです。

(オ)ですが「簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項」を通知することになります。

「その他必要な事項」についてですが、どういうものがあり得るかといいますと、例えば一定の要件の下で報酬や費用の減額や免除を認める場合における、その内容などが考えられるのではないかと考えております。

(カ)で「対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して授権をする方法及び期間」についてです。方法は授権契約を締結するという形になりますけれども、期間については授権に要する手続の内容、授権後の行為に要する期間などを踏まえて、合理的なものでなければならないと考えられます。

「そのほか内閣府令で定める内容」ですがけれども、例えば、問合せに対応する窓口の電話番号及び対応時間、債権届出をしてもそれが認められない可能性があること、一段階目の判決が一部勝訴の場合には敗訴部分についても届出消費者に判決の効力が及ぶこと等が考えられます。

(3)の「簡易確定手続申立団体が通知する方法」については、先ほど申し上げた郵便等、電子メール、ファクシミリが考えられると思えます。

通知に際しては、簡易確定手続申立団体は、消費者のプライバシーに配慮することが望ましいと考えております。

4ページの(4)の「正当な理由がある場合」についてです。簡易確定手続申立団体は「正当な理由がある場合」を除き、通知を行わなければならないと規定されております。ここでいう「正当な理由がある場合」とは、通知により消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいうと考えております。

具体的には、例えば、対象消費者全員の被害回復が図られた場合や、相手方につ

いて破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となった場合がこれらに含まれます。これらの場合については、通知を行う必要はないと考えられます。

また、通知を行う前に消費者から授権を得ているような場合、または、その消費者の被害回復が図られたことが明らかな場合には、当該消費者には「正当な理由がある場合」として通知を行う必要がないと考えられます。

(5)での「二以上の簡易確定手続申立団体がある場合」についてです。二以上の簡易確定手続申立団体がある場合、通知を行う簡易確定手続申立団体は、消費者が一の簡易確定手続申立団体に限って授権をすることができることについても通知しなければならないと考えられます。

また、二以上の簡易確定手続申立団体により通知を行う場合、複数の通知が消費者に届くと消費者に混乱を招くおそれがあることや、二以上の簡易確定手続申立団体の比較を容易にする必要があることから、二以上の簡易確定手続申立団体は連名で通知を行うことが望ましいと考えられます。

第1については以上になります。

升田座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました点につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた簡易確定手続申立団体による通知の部分に関しては、基本的には適当な内容ではないかと思っております。

ただ、1点考えなければいけないなと思っておりますのは、後ほど議論になりますが、その通知義務の前提となる書面交付の記載事項との関係で、その内容において相当重なる部分があるものですから、その間の役割分担というのは、もうひとつ考えてもいいのかと思います。

法で定められている部分についてはやむを得ない部分がありますけれども、特に内閣府令で求める追加的事項については、あまりここを重くすると、簡易にまず通知をして授権を募って、授権を募った段階で更に説明をするという関係もありますので、そのバランスというのは考えられてもいいと思っております。

これは質問になりますけれども、2の(3)のなお書きのところの通知に際してのプライバシーへの配慮というものは、具体的にどのようなものを想定されているのかということをお聞きをしたいのと、それに関連をいたしますけれども、通知をすることを要しない、免除される正当な理由がある場合として、プライバシーとの関係にもなりますけれども、通知を出す前に、対象消費者から積極的にもう通知を望まない、例えばこの件については忘れたいということで、家族にも知られたくないし、通知をしてほしくないというような積極的な申出があった場合等にも含まれると考えてもいいのではないかとと思っておりますので、その点、質問も含めて意見として申し上げたいと思います。以上です。

小田専門官 まず、1点目の質問のプライバシーの配慮は具体的にはどういうことかということですが、当然ながら消費者被害に遭ったということを知られたくないと考える対象消費者もいらっしゃるかと思いますので、例えば、通知を行う場合には、封書とか、圧着ハガキで被害に遭ったことが明らかにならないような形で通知することが望ましいのではないかと考えております。

そして2つ目の質問にありました当該対象消費者から通知をやめるように言われたような場合、この場合は正当な理由がある場合に含まれるかということですが、やはり本人が通知を拒んでいる以上、通知をする義務については免除されるべきではないかと今のところは考えております。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

三木委員 私も団体による通知に関しては、基本的におおむね賛成だと思っております。

3ページの(ウ)のところにもありますように、通知を受けた者が、自己が対象消費者であることを認識できるよう、できる限り平易かつ具体的に記載しなければならないこと、また、(キ)に記載がありますように届出た債権者である対象消費者に対して、メリット、デメリットの内容をしっかりと通知することが重要だと考えております。

ところで、確認なのですが、同じく3ページの(カ)のところですが、この授權をする「期間」ですが、ここの書き方では「合理的なものでなければならない」と表現されているのですが、合理的とは例えばどの程度を言っているのかを確認したいと思っております。

小田専門官 今、質問いただきました(カ)の合理的期間ですが、これは各団体の実情とか、どこの裁判所で裁判をやっているのかとか、そういうことを踏まえて決められるものですので、ガイドラインにおいて具体的に何日が合理的かということは書きづらいと思っております。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。渡部委員、どうぞ。

渡部委員 ありがとうございます。2ページ目と3ページ目の2の(2)の(ア)と(キ)の関係についてですが、(ア)は「被害回復裁判手続の概要」となっていますが、(キ)の内容を見ますと、例えば一段階目の判決が一部勝訴の場合には、敗訴部分についても届出消費者に判決の効力が及ぶなど、制度の概要の部分と重なるところがあると思っておりますので、制度のリスク説明的なものとして両者をまとめて書いていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。

升田座長 いかがでしょう。

小田専門官 今の委員の御指摘は確かにごもっともですので、御指摘の点はまとめて整理するようにしたいと思います。

升田座長 和田委員、どうぞ。

和田委員 私も渡部委員の御意見に賛成でして、今、御紹介いただいたように（キ）のところで、敗訴部分についても判決の効力が及ぶというようなことについては、非常に専門的な内容なので、対象消費者の方が、自分がこの通知された内容に基づいて授權をし、手続に参加することによってどういうことになるのか、きちんと理解をした上で参加する必要があると思います。例えば損害賠償請求訴訟が認められると、修補請求ができなくなるとか、この手続に参加することの意義、リスクも含めて対象消費者の方が授權をするに当たって、判断に必要な要素は網羅していただくことが必要ではないかと思えます。

升田座長 そのほか御意見いかがですか。川口委員、どうぞ。

川口委員 ありがとうございます。4ページに、二以上の簡易確定手続申立団体がある場合、連名で通知することが望ましいとありますが、これは独立した団体が手続を行っていくわけなので、その団体間で協議なり、調整なりをする必要があると思うのです。

そのようなことが現実はどうやってされていくのかというところで、疑問を感じましたので質問させていただきます。

小田専門官 当然、二以上の団体が報酬等を調整して通知を行うことというのは、独禁法の関係で許されないと考えられますけれども、団体がそれぞれ独自に事前に決めた報酬及び費用の基準というのは、公開される形になりますので、これを他の団体に伝えて、あわせて通知することは問題ないのではないかと考えておりますけれども、その点については、念のために公正取引委員会に確認して正式に回答させていただきたいと思えます。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。毎回のことですがけれども、また、後に思い出されましたら、御質問、御意見等をいただいて結構かと思えますので、進行上、続きまして、資料1の第2の説明をお願いいたします。

小田専門官 第2について御説明いたします。第2は「簡易確定手続申立団体による公告」について考えております。

まず簡易確定手続申立団体が行う公告の内容についての ですが、簡易確定手続申立団体が公告すべき事項については、次のものが含まれるということで、ここで公告事項を列挙しております。この公告事項については、通知すべき事項と同一の内容になるかと考えております。

そして として、簡易確定手続申立団体が公告する「相当な方法」についてですが、次のもので考えられるということで、簡易確定手続申立団体のウェブサイトへの掲載が「相当な方法」に該当すると考えております。

そして として、簡易確定手続申立団体が公告義務を免除される「正当な理由がある場合」とは、公告により消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいうと考えております。では、具体的な内容について説明いたします。

(1)の「簡易確定手続申立団体が公告すべき事項」は先ほど申し上げたとおり、通知すべき事項と同一と考えております。

(2)の簡易確定手続申立団体が公告すべき「相当な方法」についてです。簡易確定手続申立団体は「相当な方法」で公告しなければならないと規定されておりますところ、ここでいう「相当な方法」というためには、当然ながら情報提供が実効的になされるものでなければならないと考えられます。そして、不相当に過大な費用をかけることの効率性もあわせて考慮する必要があるかと思えます。

「相当な方法」に該当するかどうかは、最終的には個別の事案ごとに判断されることとなりますが、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方向であれば、不特定多数のものがこれを閲覧することが可能であり、情報が文字化される点で対象消費者の内容把握が容易になるので、情報提供の実効性があるかと考えられます。

また、これに要する費用も過大とはならず、効率性を欠くものではありません。したがって、ウェブサイトに掲載する方法は、基本的には「相当な方法」に該当すると考えております。

そして、6ページの上から6行目の「なお」の段落ですが、簡易確定手続申立団体は、法第26条第1項の規定に基づき公告をしなければならないわけですが、法第82条の規定に基づき、共通義務確認訴訟の確定判決の内容、その他必要な情報を提供しよう努めなければならないと規定されています。法第26条第1項に基づく公告とは別に、任意の方法で周知活動をするには差し支えないものと考えられます。そしてその任意の方法で周知活動をする場合には、必要な情報が提供されれば足り、必ずしも法第25条第1項に掲げられた事項の全てを記載する必要はないと考えられます。

(3)の「正当な理由がある場合」についてですが、ここについても、通知のときの「正当な理由がある場合」と同様かと思っています。ただし、通知のときには当該消費者との関係で被害回復が図られている当該消費者には通知を行わなくてもいいというところがありましたけれども、公告については、特に個別の消費者の被害の回復が図られていても、公告を行う必要があると考えております。

(4)「二以上の簡易確定手続申立団体がある場合」についてです。二以上の簡易確定手続申立団体がある場合、簡易確定手続申立団体は、他の簡易確定手続申立団体も二段階目の手続の申立てをしていること及び当該他の簡易確定手続申立団体の名称、問合せに対応する窓口の電話番号、ウェブサイトなど他の簡易確定手続申立団体に関する情報も、公告することが望ましいのではないかと考えておるところです。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。第1の事項と重複する点が多々ありますけれども、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた範囲につきましても、基

本的には適切な内容ではないかと思っておりますが、「相当な方法」について、若干意見というよりは、感じたところを申し上げたいと思います。

「相当な方法」につきましては、基本的には簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載ということでまとめられておりました。これは結論としては、適切ではないかと思っております。

ただ、事案の中には、対象消費者のうち、知れたる対象消費者の割合が少なく、公告による周知が授権を受けるために非常にポイントになるような事案もあろうかと思えます。

そういった場合には、団体のウェブサイトに掲載するという方法に加えて、マスコミ等を活用した広告活動を行うことがより望ましいと考えられる事案もあるのだろうと思えます。

ただ、考えなければいけないのは、今回の成立した法律の枠組み上、通知、公告に要した費用というのが全面的に特定適格消費者団体の負担とされており、また、次回、議論されることになるのではないかと考えておりますけれども、これらの通知費用というのは、最終的に授権をした対象消費者に御負担をいただくという側面がございまして、ペーパーにもあるとおり、不相当に過大な費用をかけることの効率性もやはり考えなければいけないだろうと思っております。

ですので、結論としては、ウェブサイトの掲載以上に、それ以上の方法を「相当な方法」として常に団体に要求するということは、適当なものとは思われませんし、結論としてはミニマムの要求として妥当なだろうと思っております。

ただ、むしろこの問題は、ガイドラインで「相当な方法」どうこうというよりは、強力な公告を行うことが望ましい事案もあるという問題意識を行政の方でも共有いただいて、参考資料1のポンチ絵の中で左に消費者庁の役割が加入を促す仕組みの中における消費者庁の役割が書かれておりますけれども、ここをどう充実させていくか、具体的には政府広報枠の提供など、より実効的な公告を行うために、行政の役割も重要ではないかと思うところです。このあたりを指摘しておきたいと思いません。以上です。

升田座長 そのほかにいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 私も大高委員の発言にほぼ賛成なのですが、相当の方法というところは、ウェブサイトが多機能なところを持っております。ただ、授権をするために必要な情報を提供することが最大の目的ですので、対象消費者へ周知させる方法としてはTVの報道番組が効果的だと思います。景品表示法違反ですとか、それから消費者被害に気をつけようという注意喚起に時々消費者庁から発表しているところが出ますけれども、消費者はそういうところから一番情報を入手することが多いと思います。私も消費者庁の発表されるニュースが目にとまりますので、そのあたりを消費者庁としても、ぜひ積極的に検討していただきたいと思えます。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。特段、よろしゅうございますか。それでは、引き続きまして、資料1の第3につきまして、御説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第3について、御説明いたします。第3は相手方事業者による公表についての考え方を示しております。

まず、相手方事業者の公表ですけれども、相手方事業者は簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、簡易確定手続開始決定の主文とそして対象債権及び対象消費者の範囲、簡易確定手続申立団体の名称及び住所、届出及び認否期間をインターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法、その他これらに類する方法で公表しなければならないと規定しております。

ここでいう「公表の方法」については、以下のものが考えられます。まず方法ですが、相手方のウェブサイトに掲載する方法、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法、対象消費者宛ての配布物を置く場所に公表事項を記載した書面を置く方法、これはやや抽象的な書き方ですけれども、具体的に言うと、例えば、予備校等で、受講生宛てに常に配布物を配るような事業者の場合、その配布物を配るところに公表事項を記載した書面を置く方法が考えられるのではないかと考えています。

そして、極めて多数の対象消費者がいると想定される場合には、新聞等に掲載する方法が望ましいのではないかと考えています。

最初の3つと違いまして、新聞については、極めて多数の対象消費者がいると想定される場合に限定し、しかも望ましいという形に記載しております。

そして記載方法ですけれども、相手方は公表を見たものが、自己が対象消費者であることを認識できるよう、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に対象債権及び対象消費者の範囲を記載しなければならないと考えられます。

そして具体的な内容についてです。まず公衆に見やすいとはどういうことかと言いますと、消費者が容易に視認することができる状態になっていることが言えるかと思えます。

そして、事業者のウェブサイトに掲載する場合であれば、ウェブサイトのトップページなど、見やすい箇所に掲載されていることが必要ではないかと考えています。

そして、簡易確定手続申立団体のウェブサイトへのリンクを張って掲載する方法で公表するのであれば、そのリンク元が事業者のウェブサイトの見やすい箇所にあるとともに、リンク先の情報が対象消費者に向けられた情報であることがわかりやすいように掲示されていることが必要と考えられます。

そしてその他これらに類する方法については、先ほど申し上げたとおりであります。

「公表の内容」については、先ほど申し上げたとおり、共通義務確認訴訟の判決の主文等になりますけれども、これはわかりやすく記載される必要があるかと思ひ

ます。

また、相手方は、上記の法定の公表事項だけではなくて、相手側の問合せに対応する窓口の電話番号や、簡易確定手続申立団体の問い合わせに対応する窓口の電話番号やウェブサイトのURLなども掲載することが望ましいのではないかと考えております。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について、御質問・御意見ありましたら、お願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。基本的には適当ではないかと思っておりますけれども、何点か申し上げたいと思います。

今回、議論しております第二段階というのは、第一段階で事業者の共通義務というものが確定をした後の手続でありますから、本来であれば、事業者から積極的に被害救済に取り組むべき場面だろうと理解をしております。

その意味で、法第27条により、特定適格消費者団体が相手方となる事業者に対して一定の公表を求めることができると法律で定められているのは、むしろ当然のことではないかと考えております。

実際、対象となる消費者と一切これまで関係を持ったことのない特定適格消費者団体も契約関係にあった事業者によって情報提供された方が効果的である場面も多いかと思えますし、第一段階で敗訴判決を受けていて、レピュテーションが損なわれている事業者としても、積極的に被害救済に取り組むという姿勢を見せることはそのレピュテーションの回復というものに資する面もあるのではないかと考えています。

ただ、どの範囲が特定適格消費者団体として事業者に公表を求めることが適切なのかについては、双方で見解が一致するとは必ずしも限りませんから、こういったガイドラインの形で一定の最低基準というのは明示しておくというのは、非常に意味のあることではないかと思っておりますので、今回の御提案というのは有益なものではないかと思っております。

提案されています具体的な公表方法についても、一律に決めるべきものでもありませんけれども、ペーパーに記載していただいた程度の内容については、最低限求めてしかるべきではないかと思っておりますし、特に極めて多数の対象消費者がいると想定される場合における新聞等による掲載の方法というのは、議論もあるところかと思えますけれども、事業者の責任が認められた後の段階であることを考えれば、むしろ事業者としても積極的に対応すべきところかと思っておりますので、常にというのではなくて、事案によりということであれば、適切ではないかと思っております。

また、最後に条文の公表という文言から若干外れる部分があるかもしれませんが、仮に相手方の事業者において、対象消費者に定期的に送付する郵便物とか、メール等があるときは、これに同封ないし添付する形での公表というものも要求す

る内容として考慮されているのではないかと考えていますので、この点は申し添えたいと思います。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

和田委員 そもそも論になってしまうかもしれませんが、今回、相手方による公表の方法の指針としてこのような提案をしていただいているのですけれども、今回、この特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針ということで策定していることを考えますと、団体の規律と異なる性格のものがここに入ってくることになると思います。公表の方法についての何らかのガイダンスは必要であるにしても、ここに載せることがふさわしいのかどうかは十分検討する必要があるのではないかと考えておりまして、私としては別の場所がふさわしいと考えております。

特に、この相手方である事業者が、自分たちがこういう手続の当事者となって公表する方法はどのような方法がふさわしいかを考える際には、この団体への指針を参照するのではなくて、条文の解説ですとか、消費者庁が出されるこの制度に関するコンメンタールなどを参照することが多いかと思っておりますので、ここに載せるのではなくて、別のところで公表の方法についてガイダンスを示すということの方がふさわしいのではないかと考えています。

その際の、公表の方法について、念のためここで意見を申し上げさせていただきましますと、こちらについて法第27条は、公告と同じ内容を公表すべしということで定められていると理解しておりますので、団体が行う公告において、相当な方法と言われていることとのバランスを考える必要があるのではないかと考えております。

新聞に掲載するというのは、確かに望ましい側面はあるかと思えますけれども、やはり新聞に掲載するということは、大変大きなコストを伴うものでございますし、団体が行う相当な方法のところでは、不相当に過大な費用がかからないようにと注意喚起がされていることとのバランスも含めて、十分検討していただけたらと思っております。以上です。

升田座長 今、根本的な問題の提起もありましたけれども、一応、他の方の意見を伺った後、消費者庁から何かありましたらお願いいたします。そのほかいかがでしょうか。大河内委員、どうぞ。

大河内委員 私はこのペーパーにおおむね賛成でございます。というのは、消費者被害が公的に確認された後の公表ということですから、ここは事業者の方に公表について頑張ってもらいたいと思うのです。

とても残念ですけれども、今の適格消費者団体は活動が一般には知られていないという状態なので、事業者からさまざまな方法で対象の消費者に働きかけを行うということが制度的に必要なのではないかと考えるということと、今、事業者からは、リコール情報など、いろいろなマイナスと言われていた情報が届くようになってきています。その中で、事業者の方が自らマイナスの情報を届けることによって、先

ほど大高委員もおっしゃっていましたが、信頼価値を高めるというような状態になっていくことが望ましいので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

升田座長 榎本委員、どうぞ。

榎本委員 ありがとうございます。私も、事業者側の対応は、このガイドラインに盛り込む必要があるのかということ、あともうひとつ、仮に別のところでQ & A等々で盛り込むにしても、新聞等に記載する方が望ましいということが、その他これらに類する方法として適切なのかというものを非常に疑問に感じておりました、ここはやはりこういったことで文字化して書かれると、これがあたかも強制力のある程度持つような印象を事業者としては抱いてしまいますので、そこはここに盛り込むとしても、盛り込まないとしても、あるいはQ & Aのようなものに盛り込むとしても、かなり慎重な記述が必要ではないかと思っております。以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 ありがとうございます。まず、和田委員がおっしゃっていたとおり、ここに事業者のものを書くかどうかというのはひとつ考えるべきと思っております。

おっしゃっていたとおり、ガイドラインは消費者団体向けのものだと理解しております。

あと、新聞広告を載せるかどうかというものも、これは事業者が決めるべきことだと思いますので、ここをテキストで書かれると、榎本委員がおっしゃっていたとおり、強制力があるかのように見えてしまうところを懸念いたします。

あともうひとつ加えて、公表の内容のところなのけれども、基本的には主文と対象債権、対象消費者の範囲、団体の名称、住所、届出期間、認否期間が法定されていると理解しておりますけれども、事業者側がこれを公表すると、消費者側としては、自身の権利が保全されていると勘違いしてしまう可能性もあるかと思えます。実際には、その後認否の手続が入ってきて、そこで認めるか認めないかというところがあります。したがって、先ほどの団体側が通知するときとか、交付するときを書くように、これを届出することによるリスクだったりとか、必ずしも届け出たとしても認められないとか、そういうものについては、事業者側としてはなかなか書きづらいところだとは思っているので、ぜひこの指針ではないにしても、Q & Aとかでそういうことを事業者側は公表するべきだということを書いていただいた方がいいのではないかと思います。以上です。

升田座長 三木委員、どうぞ。

三木委員 ありがとうございます。ここの部分に関しては、特定適格消費者団体から相手方に対する要望と考えられるのですが、またあくまで金銭取引という部分ではありますが、ここは安全性のリコール情報と同じような対応を取っていただきたいと思います。

新聞かどうかは別としまして、積極的な事業者側の対応をとっていただくということは、そもそも契約関係にあった消費者への配慮としまして、とても消費者にと

っては心証がよくなるのではないかと、多分、絶対的に心証がよくなるのではないかと、私たち相談業務を受けていた者からしたらそう思われます。こういう事業者からの公表等が消費者に広く周知でき効果的なものとなると考えております。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。先ほど、消費者庁からも御発言をお願いしておりますが、いかがでしょうか。

小田専門官 まず、そもそも論として、ガイドラインにこの点を書くかどうかという点についてです。事業者にとって、何をすれば事業者として公表したことになるのかという点では、何らかのルールとか規律を設けることは意味があると思っています。けれども、御指摘のあったとおり、それをこのガイドラインに書くかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

そして、新聞について、意見が分かれているところでありますけれども、一定の費用がかかる点とか、財産被害の問題と安全の問題が完全に同列なのかという点もありますので、そこら辺も踏まえた上で、最終的に新聞も列挙するかどうかについても考えたいと思います。

そして、大高委員から指摘がありました何か消費者宛ての配布物がある場合に、そこに同封させることはどうかというものがありませんけれども、公表という言葉からすると、やはり不特定多数が閲覧できる可能性がある必要があるのではないかと考えられますので、消費者の一部だけに送られるものが公表になるかということ、やはり大高委員も言われたように、公表からは外れるのではないかと考えております。

ただ、事業者が任意にそういう周知活動をやっていただくことは、当然望ましいと思いますので、積極的にやっていただければありがたいと思っています。

澤委員から指摘がありましたリスク説明の点についても、あわせて公表の中で記載されることが望ましいというのはそういうところはあるように思いました。私からは以上です。

升田座長 それでは、引き続きまして資料1の第4に移りたいと思います。御説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第4について御説明いたします。第4は「説明義務」となっております。

法第32条では、簡易確定手続申立団体は、対象消費者からの授権に先立ち、当該授権をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならぬ旨を規定しています。

ここで、内閣府令で定める方法等については、以下のとおり考えられます。まず、内閣府令で定める方法についてですが、4つ考えております。

消費者に対し書面を手交して説明する方法、郵送等により書面を送付し、その後、

電話を用いて説明する方法、ファクシミリとだけなっておりますが、資料の本文では電子メール又はファクシミリとなっている、電子メールまたはファクシミリなどで送信し、その後、電話を用いて説明する方法、消費者がウェブサイトを開覧している状況で、電話を用いて説明する方法が考えられると思っております。

そして として、説明すべき事項について列挙をしております。この説明すべき事項は、基本的には通知、公告の事項と同一と考えておりますけれども、違っている点が若干あります。まず、下から4番目の「個人情報の取扱いに関する事項」。下から3番目の「契約の解除に関する事項」、そして下から2番目の「契約終了時の清算に関する事項」、これらは説明義務の段階で説明するものと考えております。

通知のときと異なりまして、説明義務を履行する段階になりますと、やはり授権が相当近づいていることになりますので、これらの個人情報等についても、説明する必要があるのではないかということになります。私からは以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、今、御説明いただきました点について、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。大高委員、どうぞ。

大高委員 ありがとうございます。この説明義務については、非常に悩ましい点があるなど正直思っております。

もちろん、特定適格消費者団体は、対象消費者の権利を本人に代わって請求をして、これにより一定の、次回議論しますが、費用や報酬を受けるという関係にありますので、授権に当たって対象消費者に授権の意義や事案の内容について、十分理解をしてもらった上で授権を受けるということは、当然重要なことなんでしょうと思っております。

その説明義務を果たす方法として、今回、ペーパーでおまとめいただいているように、常に面前若しくは電話等の直接口頭で説明を促すことを要求すべきかという点については、やはり若干検討の余地があるかと思えます。

もちろん、対面にしろ、電話にしろ、直接の説明を行えば、いろいろメリットもあるのだと思いますが、前回の検討会での本人確認のところでも問題提起をしたところでもありますけれども、第三者である団体に権利行使を委ねるという側面があるからと言って、こういった物理的な直接対応を例外なく要求するということは、特定適格消費者団体の負担という問題はもちろんあるのですけれども、授権をしようとする対象消費者にとって、授権の大きな障害となり得ること、また引いては本制度がワークしなくなるという危険性もはらむものだという事は問題意識として常に認識をされておく必要があるのではないかと考えています。

以上のような問題意識を踏まえて、具体的に申し上げたいことは、例えば、説明すべき事項について、ほぼ全て書面化されて、対象消費者に交付されることになるわけですから、対象消費者から積極的に直接の説明は望まないという旨を明確に表明した対象消費者については、直接に説明する義務から除外してもよいのではない

かと思いますので、この点は御検討いただきたいと思います。

また、どうしてもこの原理原則の直接の説明が不可欠だという立場に立つのであれば、例えば、対象消費者に対する説明会などのように、集団的な説明を可能にするとか、現実に制度がワークするような、いろいろな仕組みをやはり検討すべきだろうと思っております。その点は十分に御検討いただきたいと思います。

また、冒頭の通知のところでも触れましたけれども、通知の際に、対象消費者に告知すべき内容と、今回の説明義務履行のための交付書面に記載すべき内容というのは、相当程度重なってくる部分があるかと思います。

もちろん、先ほど申し上げたように、役割分担の話はあるのですが、事案によってはこの法第25条に基づく通知書面と法第32条に基づく交付書面を兼ね得るものとするということは考えられてもよいのではないかと思いますので、この点も御検討いただければと思います。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 先ほどの指摘と関連するのですが、対象消費者に対して通知すべき事項として、内閣府令で定める内容として、いろいろ皆さんから提案があった点については、ぜひこちらでも含めていただくように御検討いただければと考えております。

この説明の手続が重たくなるという御懸念も理解できないわけではないのですが、やはり裁判手続に参加するものである以上、御本人にはしっかりとこの手続に参加することの意義を理解していただく必要があり、その説明はできるだけ丁寧にしていただく必要があると思っております。自分で訴訟を起こすよりはかなり簡易にはなっていると思しますので、そういう点も踏まえて、団体の方にはこの説明というものを丁寧にしていただけたらと期待しております。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。澤委員。

澤委員 ありがとうございます。ここの説明義務については、恐らくその説明義務を団体が怠っていると、消費者が団体に対して何らかの損害賠償請求するとか、団体側のリスクが生ずるものかと思います。

ですので、団体がしっかりやらなければならないというのは、団体側のリスクとしてあるかと思います。

先ほど、大高委員がおっしゃっていた、消費者が説明を不要と言っていた場合に説明義務を不要とするというのは、ひとつあるのかと思うのですが、ただ、今、申し上げたとおり、団体側のリスクもあります。例えば、私の経験に照らし合わせると、約款とかもそういうものがあっても、読まないことがあるわけです。しかし、そういう場合にも説明を不要をしてしまうと、それがいいのかどうなのかという問題が出てくると思います。もしそういう方法で説明を不要とするのであれば、チェック項目を10個なり、20個なり作成して、詳細で分かりやすいものを準備することによって、内容を理解していただいているところが担保されるべきではないかと思

います。例えば、携帯電話を買うときは1個1個チェックをつけていくことがあると思いますけれども、そういったイメージです。

あと、これは御質問的な、半分意見みたいなものですが、例えば、ウェブサイトで、説明会を開催したときの動画をアップロードしているとか、その説明会でなくてもいいのですけれども、別途説明の動画を作成してアップロードしているとか、そういった場合は、この説明義務のところについては、どのようにお考えになられているのかというところをお聞かせいただければと思います。

升田座長 今の御質問の点は、最後に何うことにしまして、そのほか御意見等ございましたら。大河内委員、どうぞ。

大河内委員 この説明の方法のところですが、消費者に対して書面を渡してきちんと説明するというのは、制度的にも本来の姿ではないかとは思っています。でも、実際に受け手の消費者からすると、よくわかっていない制度、その上生活の中で、そのことに特定して考えているわけではなく、忙しくしているとき、説明してもらうために自分の時間をかけるというのは、結構ハードルが高いのではないかと思います。

ここは特定認定をとられた適格消費者団体の方に、わかりやすく、万全な書面をつくっていただくというものが大事かと思えます。また、書面を送って、電話で説明するというところなのですけれど、先ほど言ったように、あまり制度も団体も知られていないというところで、電話がかかってくるわけですから、悪用されて、消費者被害が拡大しかねないようなも思えます。

家にいると、勧誘電話というのは、かなりたくさんかかってきますから、そこが被害の入口になってしまうこともたくさんあって、こういう制度ができたということもわかっていない場合には、怪しい電話とそれから特定適格消費者団体からの電話というものの区別は電話ではつかないと思うので、わかりやすい書面を送って、それを読んだ消費者がその連絡先に自ら電話をするというような形とかを考えないと電話での説明というのは難しいと思います。

参考人でいらしている団体の方にどう思われているか、お聞きしたいと思います。

升田座長 その質問は後でまとめてと思いますけれども、今、御指摘ありました点は、広く言えば、特殊詐欺の問題だと思うのですけれども、これは何も電話だけではなくて、先ほど広く利用される可能性のあるウェブサイトについてもほぼ同様の問題がありまして、やはり本制度をやはり社会的にもうちょっと周知徹底していく必要があるかとは思っているのですけれども、しかし、周知徹底されるとまたそれを悪用する人が出てくるおそれがあるわけで、それはしかし、本検討会の直接の検討事項ではないのですけれども、運用上留意すべき事項とは思っています。それ以外に何か。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 説明の方法についてです。電話で説明することに関しては、現実問題としていろいろな勧誘に乗らないために留守番電話にしているお宅もかなりあると思うの

です。ですので、説明書を送った後に電話をかけても、電話をとってもらえなくて、説明ができないという場合も多々あると思います。

何回かけても出なかったときには、ではそれをどうしたらいいのかということもありますし、また最初の通知のところで消費者のプライバシーに配慮するというところで、封書などということがありましたが、電話をかけることによって、家族に知れてしまう。そこは家族間の問題にはなると思うのですが、プライバシーに配慮するということとの整合性ということも考えられると思っています。

ここはちょっと悩ましいところではあると思うのですが、先ほどの澤委員がおっしゃいましたように、どうしても電話がつながらなかったり、電話をしてほしくないと、もう説明は聞かなくても十分だということの後々、団体にリスクを生じさせないためにも、消費者の説明不要というチェック項目を充実させて送り返してもらうことで説明を果たしたことになる、というように考えられないでしょうか。

升田座長 どうぞ、三木委員。

三木委員 私も、この説明義務のところは、先ほど大河内委員がおっしゃったように、適格消費者団体の方が来ておられるので、後でお聞きいただければありがたいと思うのですが、まず、この書面のところで、通知の際の告知する書面と説明義務のための交付書面の内容というものが、ほぼ同じような内容になっているとは感じております。対象消費者に対しては、便宜上、何か兼ねるような対応も考慮してもいいのではないかと考えております。

それと、授権しようとする消費者に対しての説明義務は、とても大切なことであるということ言うまでもないのですが、ここではどうも一人一人個々に対して直接口頭説明を書かれているのだと思われるのですが、個々に対面や電話での説明となると、時間もある程度かかるでしょうし、大変手間もかかると考えられます。

それに関して、やはり団体もそうですし、消費者にとってもとても大変なことであることには揺るぎないと思います。

そこで、先ほど大高委員がおっしゃっていた内容と重なるのですけれども、ここは集団訴訟の説明会のようにまとめた説明もありではと考えるのですが、その点は重ねてお聞きしたいと思っています。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。渡部委員、どうぞ。

渡部委員 ありがとうございます。これまでの通知、公告のところ少し入ってくるのですが、裁判に参加する、授権する前提として、通知、公告、それから説明義務の問題があると思います。まず、最初の段階で消費者が情報にアクセスできるということ、次に、アクセスした上でその内容を理解するということ、この両方が必ず徹底されていなければいけないと思います。

まず、情報へのアクセスについて、いろいろ紛争の形はあるわけですが、事案の特性も考えなければいけないと思います。みんながインターネットにアクセスでき

る環境にあるわけではなく、みんなが都市部にいるわけではないので、そういった場合に、法第25条から第27条のところ、例えば、新聞掲載などについて議論があるわけですが、ウェブサイトを見られない環境にある人にどうやって知らせるのかという問題があります。例えば、高齢者が多いケースのような場合には、ちょっと難しいところがありますので、そういった場合には、いただいたペーパーにもありますが、任意の方法なり何なり活用して、ちゃんとノータイスされるようにしなければいけないと思います。

次に、内容の理解の方についてですが、これは説明義務との関係になりますが、これも相手方がどういう消費者かによって、大分変わってくところがあると思いますので、場合によっては、口頭での説明が免除できる場合もあるのではないかと思います。

問題は、どういう場合に免除できるかということですが、それはなかなか難しいところ、説明会などを活用するとか、いろいろな方法があり得ると思いますし、本人が要らないといった場合にも、本人が本当に理解しているのかどうか怪しいケースもあり得ますのでそのあたりはこれからはもっと議論しなければいけないところであろうとは思いますが、常に必要ではないのではないかと考えます。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 重ねての発言申しわけございません。8ページのところにちょっと戻ってしまうのですが、まず、ここが一番下から3行目のところに、相手方の問合せに対応する窓口の電話番号というものが、これは事業者側が窓口を設けるとい前提だと思っておりますけれども、その是非は置いておきまして、団体側がこういった電話がかかってきたら常に対応できるような状況というのは、備えておかなければならないと思いました。以上です。

升田座長 それでは、先ほど御要望がありましたけれども、ただいまの点について、参考人の方のほうで何か御発言ございましたら、お願いしたいと思います。伊藤参考人、どうぞ。

伊藤参考人 ありがとうございます。実務的な部分で考えてみますと、この常に口頭で説明をしなければいけないということになりますと、いろいろな面で支障が出てくるという懸念を持っておりました。

ただし、委員から例外を認めてもいいのではないかと御意見をいただいているところではあります。

電話がなかなかつながりにくいということがございまして、お仕事を持っていていらっしゃる方とかになると、どうしても平日ですと、お昼休みの時間帯だけとか、仕事が終わってからということになってくるかと思えます。また、土日でないとならないとか。

そういった場合に、団体が必ず電話で話をしなければいけないということになり

ますと、それは団体が土日に説明をするとか、あるいは残業の時間帯にするという
ような形になりますので、それは団体のこれにかかる費用の増大につながると。ひ
いては、消費者の負担となってくるということになるかと思imasuので、この点
は実務的に考えた場合でも、支障が出てくると思っております。

あとはやむを得ない理由がないと授權拒否ができないということになっていると
ころ、この説明をしないと授權を受けられないという構造になっている以上は、電
話で必ず説明しないとけないということになりますと、電話がつながらないとい
うことがやむを得ないということになるのであればいいのですけれども、どこまで
やれば電話がつながらなかったということになるのかというあたりも、なかなか判
断が実務的には難しいところかと思っております。以上です。

磯辺参考人 実情は、今、お話にあったとおりですが、加えて言いますと、今の差止請
求関係業務でも、消費者の方から情報提供があり、その内容等を確認させていただ
くために、お電話をするということがあるわけですけれども、やはりなかなか昼間
の時間帯はつながりにくい、もしくは夜になってもなかなかつながらない。そのま
まなかなか連絡がとれないままに御本人との関係ではなってしまうということもご
ざいます。

非常に生活が深夜までとか、お仕事によって生活の時間帯が違うという実情がご
ざいますので、電話連絡が義務付けられるというような、もしくは口頭、対面での
説明が義務付けられるというようなことになると、加重かと感じます。

それと、御希望でメールでのやりとりをする場合もあります。これは履歴が残る
ということも双方にありますので、そういった御希望にどう対応するかということ
もあろうかと思imasuし、あと通知を受けて、既に授權の書面等が送られてきてい
るのだけれども、本人確認の問題は別途ありますけれども、説明の機会が電話等で
とれないということも想定されるとも思imasuので、そういった点もどう考えたら
いいのかということをお検討いただければと思imasu。以上です。

升田座長 ありがとうございます。消費者庁の意見といimasuか、発言をいただく前
に、実際、訴訟を受任する場合には、これは本手続でも弁護士が関与するというの
が多分想定されていると思うのですけれども、弁護士が受任する場合には、依頼者
が理解する程度に説明を詳細にするというのは今や常識になっていますし、弁護
士職務基本規程でも、多分、そういう考え方を前提としているだろうと思imasuし、
今や弁護士の倫理にとどまらず、法的な義務という考え方も相当あると思imasuの
で、このあたりは本件では団体の説明義務ということですが、弁護士が関
与する場合には、弁護士のそういう説明義務の問題も背後にあるということは、御
理解いただきたいと思imasu。

それでは、以上のいろいろ御意見いただきましたけれども、消費者庁から何かあ
りましたらお願いいたします。

小田専門官 まず、大高委員から御指摘のあった通知のときの書面と説明義務の書面を兼ねることができるかということですが、説明事項が全部記載されているものを通知として送れば、それは兼ねることができるのではないかと考えております。

そして、説明の方法として、説明会の方式をとる場合、それは対面に準じる形にはなり得ると思っておりますけれども、ただ、では実際に説明会のときに会場に入り切らないような人が来た場合だとか、あまりにも大き過ぎる会場で声が届かない場合は不適切かと思えます。ほどほどの規模でやる分には、説明会も許されるのではないかと考えています。

和田委員から御指摘のあたりリスク説明とかの通知、内閣府令で定める事項も説明の対象にしたかどうかという点は、最終的にはリスク説明は被害回復裁判手続の概要に含める形になると思えますので、そちらで説明しなければならないとはどうかと思えます。

そして、説明義務を軽減または免除する場合がありますかということについては、対象消費者の都合とか、団体の負担とかを考えますと、一定程度はあり得るかと思えます。

そのときに、本人から不要だと言われただけで済むのか、いろいろチェック項目を設けて、そのチェック項目全部を満たした場合に説明を不要だとするかというのは、いろいろあるように思いました。

あと、澤委員から御指摘のありました動画については、消費者庁でも検討はしておらず、一定程度はあり得ると正直思いましたけれども、単なる書面の交付と説明の違いは何かと言ったら、説明となると、一定程度情報が双方向に行くことが当然予定されていますので、動画の場合は動画を見られる状況にしておけばそれで説明に足りるといって、では書面は見られる状況にあれば足りるのではないかという話になりますので、動画を見たことは、当然、きちんと確認できるということが必要になるように思えます。

そして、動画を見たことを確認できる上で、質問ができる状況、質問ができて、それに対する回答がきちんとあるような、そういう体制が整っていれば、動画も一定程度説明義務を果たしたということはあるように思いました。

ただ、ここは、引き続き検討させていただければと思います。

升田座長 それでは、引き続きまして、資料1の第5に移りたいと思います。説明をお願いいたします。

小田専門官 第5は「授権契約の締結及び解除」について規定しております。授権契約の締結があり得る場合は、簡易確定手続及び異議後の訴訟という二つの段階で授権契約あります。

簡易確定手続では、団体による手続追行が強制されていますので、授権を拒絶できる場合については、かなり限定しなければならないと思っております。他方で、異

議後の訴訟については、本人も遂行することはできますので、ある程度広くは授權契約を拒絶することは許されると考えております。

そして、まず、簡易確定手続では、やむを得ない理由がなければ、授權契約の締結を拒絶し又は授權契約を解除できないとなっています。やむを得ない理由については、次の場合が含まれるとして、ですけれども、授權する者が、授權をするのに必要な書類や授權契約書を提出しない場合。授權する者が、簡易確定手続申立団体が定めた報酬及び費用の負担を拒否する場合。簡易確定手続申立団体が定めた授權期間が合理的な場合であって、当該授權期間も経過した場合。授權する者が不当な利益を得るために授權しようとしていることが明らかな場合。

そして、が異議後の訴訟の授權契約の締結を拒絶し又は解除できる正当な理由についてですけれども、まず、先ほど申し上げた簡易確定手続のところでやむを得ない理由がある場合については、異議後の訴訟についても正当な理由があるのではないかと考えております。そして、そのほかにも、簡易確定決定で棄却されたところ、債権届出団体としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと考えている場合。そして、従前の手続の経過に照らして、主張立証の方針に大きな食い違いがある等消費者との信頼関係が維持できない場合がこれに該当するのではないかと考えておるところです。私からは以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について、御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。大高委員。

大高委員 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた内容については、基本的には適当ではないかと思っています。

特に、法第53条における正当な理由の中に、団体として簡易確定決定の結論が妥当であると考えている場合とか、何らかの事情で信頼関係が維持できないという場合が加えられた点は、異議後の訴訟がかなり個別性を有する手続であって、団体と対象消費者との間の信頼関係というものが特に重要になってくる場面であるということを見ると、非常に適切でありますし、評価できると思っております。以上を踏まえ、何点か御指摘をしたいと思えます。

まず、のやむを得ない理由の中に掲げられている授權する者が不正の利益を得るために授權しようとしている場合については、やや抽象的に次に説明のところ、反社会的勢力に属する者が不当な授權をしようとしているというようなことが挙げられておりますけれども、団体としても判断に困る場面があるのではないかと考えております。

こういった包括的な授權拒否事由というものが設けられるということは団体にとってもいいことかと思えますけれども、もう少し具体的な場面の例示があってもいいと思えますので、御検討いただければと思います。

また、で掲げられている具体例については、授權を受ける際のことばかりが念

頭に置かれていると思われませんが、一旦受けた授權契約を解除するという場面も十分想定されるかと思えます。

その観点から、例えば、対象消費者と全く連絡がとれなくなってしまった場合であるとか、そういった場合も、やむを得ない理由として加えられるときではないかと考えます。

次に、 については、 1 . で簡易確定決定において棄却された場合というものが例示されておりますけれども、一部棄却の簡易確定決定があった場合において、その結論が団体としても適当と考えている場合についてどうなのかというのは、必ずしも明らかではないと思っております。 1 つ目の場合に入るのか、それとも 2 つ目の場合の信頼関係の問題に収斂するのか、そのあたり明確にされてはいかがかと思えます。

最後に、先ほど伊藤参考人からもございましたけれども、前回の検討会で議論した本人確認の履行とか、先ほど議論いたしました説明義務の履行に関して、直接の確認であるとか、説明義務の履行があくまでやはり必要であるという考え方に立つのであれば、対象消費者が合理的でもないのに、本人確認書類の提示に応じないであるとか、説明に応じてくれないといった場合も、団体としては、残念であるけれども授權を拒否できるということを盛り込んでいくべきではないかと思えます。

そのようにしなければ、団体としても、非常に取扱いに困ってくるとなるかと思えますので、その点についても御検討いただければと思えます。以上です。

升田座長 そのほかにかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

澤委員 ありがとうございます。今、大高委員から不当な利益を得るために授權しようとしていることが明らかな場合というところをもうちょっと例示してはどうかという御指摘がありました。これに関して、権利がないのに届出をしようとしているとか、そういうものが疑われるといった場合というのは、拒否できる場合に当たってくるのではないのかと思えます。

例えば、あらゆる事件に届け出てくるような人がいたりとか、そういったときというのは、どう考えるのかというのはあるかと思えます。以上です。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、引き続きまして、資料 1 の第 6 の説明をお願いいたします。

小田専門官 第 6 について御説明いたします。第 6 は「高齢者、障害者への対応」について掲載しております。

まず、14 ページをごらんいただきたいのですが、**「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」**の条文が記載されております。この法律自体は、昨年制定された法律でして、平成 28 年 4 月に施行予定となっております。

この法律の第 8 条でこうということが書いてあります。第 1 項として、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い

をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」、第2項として、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的に障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」と規定されています。

以上を受けまして、資料の13ページに戻っていただきまして、まず ですが、特定適格消費者団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項に従って不当な差別的取扱いをしてはならず、同条第2項に従って社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない、としまして、特定適格消費者団体は、消費者が、高齢者、障害者であることが判明している場合は、これらの者からの申出がなくても、これらの者にとって適切な方法による対応をすることが望ましいと考えています。

ですけれども、 の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の社会的障壁の除去は、当該障害者から申出があった場合に初めて一定の対応をするように求められるわけですが、当然ながら、消費者が高齢者、障害者であることが事前に判明しているような場合は、そういう申出がなくても、適切な方法による対応をすることが望ましいということになります。

具体的に言いますと、例えば、視覚障害者が含まれているような場合については、特定適格消費者団体は、それらの者のために点字文書や音声データを用意することが望ましいのではないかと考えております。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。大高委員、どうぞ。

大高委員 ありがとうございます。今回、昨年、こういった高齢者、障害者の方々のためにこういった法律ができたということでもありますので、ガイドラインの中に今回お示しいただいたような内容を盛り込むということ自体は望ましいことだと思っておりますので、基本的には賛成であります。

ただ、高齢者、障害者に限らず、特定適格消費者団体としては、具体的な事件における対象消費者の具体的な属性というものに考慮して、最も効果的に授權を受けて、第二段階に進められるよう、いろいろ案件ごとに工夫すべき立場にあるように思っております。

そういうことからしますと、こういった高齢者、障害者ということに特に規定をするということも重要かと思っておりますけれども、総論的に一般的な責務として、第二段階の遂行に当たって、対象消費者の具体的な属性、例えば、主婦であるとか、未成年の方が多いたとか、そういった事案の属性を十分に考慮して事業を進めるということ責務規定として入れてもいいのではないかとすることは感じたところです。

また、もしよければ、適格消費者団体の方からこういった高齢者、障害者の方が被害者であるような事件を取り扱うときに、何か工夫されていることがあれば、お尋ねさせていただければと思います。以上です。

升田座長 今の点は最後にお伺いすることにいたしまして、何かほかに御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。和田委員、どうぞ。

和田委員 先ほど、第27条に基づく公表の際にも申し上げたことにも重なるのですが、最後に(3)として「相手方による公表における配慮」ということについて、こちらに記述がございますけれども、当然、事業者が公表する際にも、今回の法律の趣旨に沿った公表において配慮することは当然必要なものと思いますが、ここに書くよりは、別途のガイダンスのところで同じ趣旨のことを入れていただけたらと思っております。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、消費者庁からも意見をいただきたいと思いますが、先ほど大高委員から質問がありましたので、参考人の方で何か御発言がございましたらと思いますが、いかがでしょうか。磯辺参考人、どうぞ。

磯辺参考人 現状、差止請求ですので、御本人の権利をどうこうと取扱うということとはできないというのは業務の中での前提ですけれども、高齢者の方からもしくは外国籍の方からの情報提供を御本人ではなくて、身近な方からいただくというケースがございます。

そういった場合に、当然、成年後見だとか、きちんとした手続が踏まれていれば別なのでしょうけれども、身近な方からの申出対応について、御本人との確認のレベルをどの程度までするのかとか、そういったことは実務上課題が出てきそうな気がします。

升田座長 あとよろしいでしょうか。それでは、消費者庁から何かございましたら、お願いいたします。

小田専門官 特にございません。

升田座長 よろしいでしょうか。先ほど議論の過程では、高齢者被害の問題になるタイプの事件についてお話がありましたけれども、個別のところでは高齢者について書くかあるいはもうここでまとめて書いておくかという点は、ひとつの検討事項だとは思いますが、そういったことも含めて次回以降に、また、議論をお願いしたいと思います。

そのほか、きょうは第1から第6まで御議論いただきましたけれども、最後に一言言っておきたいということがございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次回の予定について、お願いいたします。

加納制度課長 本日も活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

次回でございますけれども、10月9日木曜日14時から16時までということで予定をしております。議題ですが、報酬及び費用についてということで予定をしております。会場等の詳細がまた決まりましたら、御連絡させていただきます。以上でございます。

升田座長 それでは、本日予定しておりました議題につきましては終わりましたので、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。第7回の検討会もひとつよろしく願いいたします。

以上